

飯塚市議会大規模災害対応指針

平成28年6月28日

1 基本方針及び対応方針

議会は、予算、条例、重要な契約や計画等について市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害（飯塚市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置され、その配備規模を第5配備とする災害をいう。）時にあたっては、特に初期を中心に、これらの本来的な機能とは別に、市長と連携し、被災市民の救援と被害復旧のために、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、様態に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時においては、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図る必要がある。

そのため、本市議会は、大規模災害時においては、以下の基本方針に立って、取組を行うものとする。

- (1) 市対策本部が災害対応に全力で専念し、応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 国、県、政党、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップする。

【議会の対応方針】

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、市対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議会は、あらかじめ飯塚市議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」という。）を設置し、大規模災害発生時には災害状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じて開催する。
- ③ 災害連絡会議は、議長、副議長及び議長が指名する議員10名以内で構成する。
- ④ 議長は、災害連絡会議を代表し、議会の災害対応に関する事務の総括にあたる。
- ⑤ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- ⑥ 議長、副議長ともに事故等があるときは、災害連絡会議の構成員の中から

年長の順に議長及び副議長の職務を代理する。

- ⑦ 議員は、①のほか、地域の一人として市民の安全確保と応急対策等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- ⑧ 特に、市対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう議員からの要望は、緊急の場合を除き、議長又は災害連絡会議を經由して提出する。

2 大規模災害発生時の対応

【初動期】

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会事務局職員に対し、傍聴者等の避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、市内で突発的な大規模災害が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全確保や、避難所の誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、全議員に被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、上記の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害連絡会議を開催するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。

【初動期経過後】

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報（以下「被災情報」という。）の収集に努め、必要に応じ、議長又は災害連絡会議に提供するとともに、地域の一人として避難所支援など共助の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、市対策本部へ提供する。
- ② 議会事務局は、市対策本部からの情報を速やかに議長及び副議長又は災害連絡会議へ報告する。

- ③ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市対策本部長等との連絡調整にあたる。
- ⑤ 議長は、被災の状況を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- ⑥ 議長は、通常の議会機能が回復した場合には、災害連絡会議において議会活動を開始することについて協議する。
- ⑦ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

3 大規模災害に該当しない災害発生時の対応

- (1) 議長は、大規模災害発生時の対応を参考に必要な対応を行う。
- (2) 議会事務局は、災害発生時における飯塚市議会連絡マニュアルに基づき、災害情報や市の対応状況を議員に報告する。

附 則

この指針は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年8月30日から施行する。